

○金融庁告示第十七号

資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第五条第二項の規定に基づき、金融庁長官が告示をもって定める法律を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用し、前払式証券の規制等に関する法律施行規則第十一条の三第四号の規定に基づき、金融庁長官が定める営利を目的としない法人を定める件（平成十年 金融監督庁 告示第五号）は、同日から廃止する。

平成二十二年三月一日

金融庁長官 三國谷勝範

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）
- 二 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
- 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
- 四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
- 五 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）
- 六 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第百六十四号）

- 七 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）
- 八 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）
- 九 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）